

## 愛媛県県民文化会館利用管理規程

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年愛媛県条例第 2 号）第 10 条の規定に基づいて愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の指定管理者えひめ文化振興コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が行う会館の利用管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会館の利用時間)

第 2 条 会館の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは、特に必要があると認めるときは、愛媛県の承認を得て同項の利用時間を変更することがある。

### (会館の休館日)

第 3 条 会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）ただし、コンソーシアムが特に必要があると認めるときは、愛媛県と協議し、変更することがある。

(2) コンソーシアムが臨時に特に必要があると認めた日

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、コンソーシアムが特に必要があると認めるときは、休館日に会館を利用させることがある。

### (禁止行為)

第 4 条 会館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 6 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他、危険物の持ち込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

### (入館の制限)

第 5 条 コンソーシアムは、会館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは会館への入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることがある。

- (1) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 会館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設、附属設備及び備品（以下「会館の施設等」という。）を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) コンソーシアムの職員の指示に従わないとき。

（会館の利用の許可）

第 6 条 会館の施設を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に愛媛県県民文化会館利用申込書（様式第 1 号又は様式第 1-2 号。以下「利用申込書」という。）をコンソーシアムに提出し、その許可を受けなければならない。

- |   |                    |
|---|--------------------|
| (1) メインホール、サブホール及び多目的ホール（以下「ホール等」という。また「多目的ホール」を「真珠の間」という。） | 利用日の 1 年前から 7 日前まで |
| (2) リハーサル室  |                    |
| ① ホール等との一体利用の場合   | 利用日の 1 年前から当日まで    |
| ② 単独利用の場合   | 利用日の 3 月前から当日まで    |
| (3) 会議室   |                    |
| ① ホール等との一体利用の場合   | 利用日の 1 年前から当日まで    |
| ② 単独利用の場合   | 利用日の 6 月前から当日まで    |
| (4) 楽屋  |                    |
| ① ホール等との一体利用の場合   | 利用日の 1 年前から当日まで    |

2 前項の規定にかかわらず、同項第 3 号②のうち、毎月の定例的な利用、多室又は多日程での利用、助成金申請等で年間計画の作成が必要な利用など、コンソーシアムが特に必要と認める場合は、同項で規定する期間を利用日の 1 年前から当日までとする。

3 コンソーシアムは、第 1 項及び前項の規定による利用の申込があった場合において、利用が適当であると認めるときは、利用の許可を決定し、当該申込をした者に対して愛媛県県民文化会館利用決定通知書兼請求書（様式第 2 号）（以下「決定通知書兼請求書」という。）を送付するものとする。この場合において、会館の利用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

（仮申込）

第 7 条 コンソーシアムは、前条第 1 項及び第 2 項に定める期間外であっても、ホール等の利用など特に必要があると認めるときは、仮申込を受け付けることとす

る。

- 2 前項の仮申込の受付開始の日は、利用しようとする日の4年前同日が属する年の1月4日（1月4日が営業日でない場合は翌営業日）とする。ただし、コンソーシアムが特に必要があると認める場合はこの限りでない。
- 3 仮申込は先着順とするが、コンソーシアムが指定する時刻までに申し出のあった者について競合する場合は抽選を行う。ただし、利用日数が異なる場合はより多い者を優先することとし抽選は行わない。
- 4 仮申込の期間は、利用日の1年前までとし、期間終了時まで利用申込書を提出するものとする。
- 5 仮申込できる件数は、同一行事につき1件とする。ただし、全県的行事、全国大会等の大規模行事、毎年継続的に実施される行事などコンソーシアムが特に必要があると認める場合は2件までとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、国又は地方公共団体には適用しない。また、コンソーシアムが特に必要があると認める場合も、同様とする。

（会館の利用許可の基準）

第8条 コンソーシアムは、会館の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第3項の利用の許可をしないものとする。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であるとき。
- (2) 会館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設等を滅失し、損傷するおそれがあるとき。

（会館の利用の変更・取消）

第9条 第6条第3項の利用の許可を受けた者（以下「会館利用者」という。）は、利用日時、入場料その他の事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県民文化会館利用変更届（様式第3号）をコンソーシアムに提出しなければならない。

- 2 会館利用者は、施設等の利用を取り消そうとする場合は、あらかじめ愛媛県民文化会館利用取消届（様式第4号。以下「利用取消届」という。）をコンソーシアムに提出しなければならない。

(会館の利用の許可の取消し等)

第 10 条 コンソーシアムは、会館利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがある。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規程に違反し、又は会館の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (5) 会館の職員等に対し、暴行、脅迫、威圧的な不当要求等を行ったとき。

(会館の利用料金)

第 11 条 愛媛県県民文化会館管理条例（平成 17 年愛媛県条例第 71 号。）第 12 条の規定による利用料金の額は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは愛媛県と協議のうえ、別に定めるところにより施設、付属設備、備品等を組み合わせるなどした企画商品を開発し販売することができる。

(会館の利用料金の減免)

第 12 条 コンソーシアムは、特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより利用料金を減免することがある。

(利用料金の納付)

第 13 条 会館利用者は、利用料金を決定通知書兼請求書で指定された期日までにコンソーシアムに納付しなければならない。ただし、コンソーシアムがやむを得ないと認めるときは、後納又は分納することができる。

(会館の利用料金の返還)

第 14 条 コンソーシアムは、既に收受した利用料金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他、利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき 利用料金の全額
- (2) 次に掲げる日までに利用取消届の提出があり、コンソーシアムがやむを得ないと認めるとき 利用料金の 50 パーセントに相当する額
  - ア ホール等 利用日の 30 日前
  - イ リハーサル室、楽屋、会議室 利用日の 2 日前

- 2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、愛媛県県民文化会館利用料金返還請求書（様式第 5 号）をコンソーシアムに提出しなければならない。

（損害賠償等）

第 15 条 会館を利用する者は、自己の責めに帰すべき理由により会館の施設等を滅失し、又は損傷したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定による原状回復の方法又は損害賠償の額若しくは方法は、その都度コンソーシアムが愛媛県と協議して決定する。

（補則）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、会館の利用に関し必要な事項は、コンソーシアム代表団体代表（以下「代表」という。）が別に定める。

- 2 この規程の改正については、愛媛県と協議のうえ、代表が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程施行の際、既に提出されている改正前の愛媛県県民文化会館使用規則様式第 1 号の規定による申請書は、改正後様式第 1 号の規定による申込書とみなす。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例

による。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

別表第1

## 愛媛県民文化会館 利用料金表

(単位:円)

区分				午前	午後	夜間	全日
				9～12時	13～17時	18～22時	9～22時
メインホール	入場料が無料	平日	全体	57,750	97,140	128,650	262,550
			1階席	40,420	67,990	90,050	183,780
		祝日等	全体	69,300	116,570	154,380	315,060
			1階席	48,510	81,590	108,060	220,540
	入場料の最高が 1,100円未満	平日	全体	75,070	126,290	167,250	341,330
			1階席	52,540	88,400	117,070	238,930
		祝日等	全体	90,100	151,540	200,710	409,600
			1階席	63,070	106,070	140,490	286,720
	入場料の最高が 1,100円以上 3,300円未満	平日	全体	92,410	155,430	205,850	420,100
			1階席	64,680	108,800	144,090	294,070
		祝日等	全体	110,890	186,510	247,030	504,120
			1階席	77,620	130,550	172,920	352,880
	入場料の最高が 3,300円以上	平日	全体	115,510	194,290	257,310	525,130
			1階席	80,850	136,000	180,110	367,590
		祝日等	全体	138,620	233,140	308,790	630,150
			1階席	97,030	163,190	216,150	441,100
リハーサル・準備、整理に使用する 場合	平日	全体	28,870	48,570	64,320	131,270	
		1階席	20,210	33,990	45,020	91,890	
	祝日等	全体	34,650	58,280	77,190	157,530	
		1階席	24,250	40,790	54,030	110,270	
サブホール	入場料が無料	平日	25,350	42,650	56,490	115,300	
		祝日等	30,420	51,190	67,780	138,360	
	入場料の最高が 1,100円未満	平日	32,970	55,450	73,440	149,880	
		祝日等	39,550	66,550	88,110	179,850	
	入場料の最高が 1,100円以上 3,300円未満	平日	40,570	68,260	90,380	184,470	
		祝日等	48,690	81,910	108,460	221,360	
	入場料の最高が 3,300円以上	平日	50,720	85,320	112,990	230,600	
		祝日等	60,860	102,390	135,580	276,720	
	リハーサル・準備、整理に使用する 場合	平日	12,670	21,320	28,240	57,650	
		祝日等	15,210	25,590	33,890	69,180	

区分				午前	午後	夜間	全日
				9～12時	13～17時	18～22時	9～22時
リハーサル室	第1リハーサル室			4,450	7,500	9,940	20,290
	第2リハーサル室			1,300	2,180	2,890	5,930
	第3リハーサル室			1,300	2,180	2,890	5,930
	第4リハーサル室			2,360	3,950	5,230	10,720
楽屋	第1、第2、第9、第10及び第17～第22楽屋			550	960	1,280	2,600
	第3～第8楽屋、第11～第16楽屋及び第23～第27楽屋			430	740	990	2,040
真珠の間	会議、講演会等	平日	全体	118,140	157,520	157,520	393,840
			A	59,110	78,830	78,830	197,100
			B	49,820	66,430	66,430	166,090
		祝日等	全体	141,780	189,050	189,050	472,610
			A	70,940	94,590	94,590	236,520
			B	59,780	79,720	79,720	199,310
	芸術文化公演事業	平日	全体	82,700	110,270	110,270	275,690
			A	41,340	55,120	55,120	137,840
			B	34,730	46,300	46,300	115,780
		祝日等	全体	99,240	113,510	113,510	330,830
			A	49,610	66,140	66,140	165,420
			B	41,660	55,560	55,560	138,940
会議室(本館)	特別会議室			6,560	8,750	8,750	18,250
	第1会議室			9,850	13,130	13,130	27,370
	第2会議室			9,850	13,130	13,130	27,370
	第3会議室			9,850	13,130	13,130	27,370
	第4会議室			9,850	13,130	13,130	27,370
	第5会議室			5,740	7,660	7,660	15,970
	第6会議室			23,810	31,780	31,780	66,190
	第7会議室			5,740	7,660	7,660	15,970
会議室(別館)	第8会議室			35,340	47,120	47,120	98,150
	第11会議室			7,520	10,040	10,040	20,920
	第12会議室			2,090	2,810	2,810	5,880
	第13会議室			3,310	4,410	4,410	9,230
	第14会議室			2,180	2,920	2,920	6,100
第15会議室			2,310	3,080	3,080	6,440	

区分			午前	午後	夜間	全日
			9～12 時	13～17 時	18～22 時	9～22 時
第 16 会議室	全体		5,390	7,190	7,190	15,020
	東半分		2,690	3,590	3,590	7,500
	西半分		2,690	3,590	3,590	7,500
第 17 会議室	全体		3,630	4,840	4,840	10,110
	東半分		1,810	2,420	2,420	5,060
	西半分		1,810	2,420	2,420	5,060
第 18 会議室			3,630	4,840	4,840	10,110
第 19 会議室			3,630	4,840	4,840	10,110
第 20 会議室			1,230	1,640	1,640	3,440
第 21 会議室			1,230	1,640	1,640	3,440

(注)

- 1 この表において、「平日」とは祝日等以外の日をいい、「祝日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して利用する場合の利用料金は、午前及び午後又は午後及び夜間の利用料金の合計額とする。
- 3 メインホール及びサブホールをリハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料金は、入場料が無料の場合の利用料金の 50 パーセントに相当する額とする。
- 4 真珠の間をリハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料金は、各区分の利用料金の 50 パーセントに相当する額とし、時間を単位として使用する場合は、1 時間までごとに午前の利用料金の 1 時間当たりの額の 55 パーセントに相当する額とする。
- 5 真珠の間及び会議室を時間を単位として利用する場合の利用料金は、1 時間までごとに午前の利用料金の 1 時間当たりの額の 110 パーセントに相当する額とする。
- 6 真珠の間及び会議室を、午前 9 時以前に繰上げ又は午後 10 時以降に延長して使用する場合は、1 時間までごとに午前の利用料金の 1 時間当たりの額の 130 パーセントに相当する額とする。
- 7 真珠の間の A B 仕切部分の料金は、A 側と B 側の料金の差額とする。
- 8 メインホール・サブホール・リハーサル室及び楽屋を、区分時間外に利用する場合の料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 午前 8 時から午前 9 時まで又は正午から午後 1 時まで  
午前の利用料金の 40 パーセントに相当する額
  - (2) 午後 5 時から午後 6 時まで  
午後の利用料金の 30 パーセントに相当する額
  - (3) 午後 10 時から翌日の午前 8 時まで  
1 時間までごとに夜間の利用料金の 30 パーセントに相当する額

- 9 1件の利用料金につき10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 10 真珠の間及び会議室を、パーティー・懇親会等として利用する場合は、飲食提供者が会場の設営を行う。ただし、会館レストラン事業者が一括して飲食の提供を行う場合には、準備又は整理のために利用する場合の料金を減免する。

## 別表第2

## 附属設備及び備品の利用料金表

(単位:円)

区分	番号	種類または品目	単位	1回当たりの利用料金	
舞台設備	1	スライディングステージ	1回1基	2,240	
	2	大せり	メインホール	〃	2,440
			サブホール	〃	1,700
	3	小せり	〃	1,270	
	4	オーケストラピット (せりを含む)	メインホール	1回1式	5,750
			サブホール	〃	4,050
	5	回り舞台	1回1基	3,820	
	6	能舞台	1回1式	16,860	
	7	音響反射板	メインホール	〃	5,860
			サブホール	〃	3,940
	8	仮設花道	〃	8,100	
	9	松羽目・竹羽目	〃	2,770	
	10	金びょうぶ	1回1双	1,700	
	11	銀びょうぶ	〃	1,700	
	12	鳥の子びょうぶ	〃	1,700	
	13	山台用毛せん	1回1枚	510	
	14	山台用長布団	〃	200	
	15	所作台(本花道用)	1回1式	2,240	
	16	所作台(わき花道用)	〃	1,800	
	17	所作台	〃	6,180	
	18	平台	1回1台	200	
	19	地がすり	1回1枚	1,800	
	20	紗幕	メインホール	〃	1,270
			サブホール	〃	1,040
	21	紅白幕	1回1対	1,040	
	22	浅黄幕	〃	1,270	
	23	ジョーゼット幕	1回1式	2,440	
	24	道具幕	〃	1,040	
	25	フェルト毛せん	1回1枚	300	
26	鳥屋囲	1回1式	1,040		
27	大臣囲	〃	3,080		
28	日舞用囲	〃	1,800		
29	大太鼓	〃	840		

区分	番号	種類または品目	単位	1回当たりの利用料金	
舞台設備	30	平太鼓	1回1式	300	
	31	指揮者台	1回1台	300	
	32	楽団用譜面台	〃	100	
	33	上敷ござ	1回1枚	300	
	34	めくり台	1回1台	100	
	35	高座用座布団	1回1枚	410	
	36	雪かご	1回1個	410	
	37	司会者台	1回1台	200	
	38	演台	メインホール	1回1式	630
			サブホール	〃	410
	39	ドライアイスマシン	1回1台	740	
	40	バレエ用シート	メインホール	1回1本	1,040
			サブホール	〃	510
41	コントラバス用椅子	1回1脚	100		
照明設備	42	フットライト	メインホール	1回1列	740
			サブホール	〃	630
	43	フットライト（花道用）	〃	410	
	44	水平ライト	メインホール	〃	2,870
			サブホール	〃	1,800
	45	ローア水平ライト	メインホール	〃	1,270
			サブホール	〃	940
	46	ボーダーライト	メインホール	〃	1,040
			サブホール	〃	840
	47	トーマンタルスポットライト	〃	300	
	48	ポータルタワースポットライト	メインホール	〃	1,040
			サブホール	〃	740
	49	タワースポットライト	1回1基	410	
	50	プロセニウムスポットライト	1回1列	1,040	
	51	サスペンション	メインホール	〃	840
サブホール			〃	410	
真珠の間			1回1台	300	
52	フロントサイド	メインホール	1回1列	840	
		サブホール	〃	300	
		真珠の間	1回1台	300	

区分	番号	種類または品目	単位	1回当たりの利用料金	
	53	シーリング	メインホール	1回1列	1,480
			サブホール	〃	940
			真珠の間	1回1台	300
	54	コンダクタースポットライト		〃	300
	55	センターフォロースポットライト	メインホール	〃	2,340
			サブホール	〃	1,910
			真珠の間	〃	510
	56	天井反射板ライト	メインホール	1回1式	2,770
			サブホール	〃	1,700
	57	スポットライト	500、750W	1回1台	200
			1kw	〃	300
			2kw	〃	510
	58	フォローピンスポットライト		〃	1,270
	59	ギャラリースポットライト		〃	200
	60	効果マシン		〃	940
	61	ミラーボール		〃	840
62	星球		1回1式	1,040	
63	記憶式照明操作卓		〃	3,940	
64	照明操作卓		〃	1,910	
65	副照明操作卓		〃	1,040	
66	スタンド		1回1本	100	
音響設備	67	音響調整卓	メインホール	1回1台	3,720
			サブホール	〃	2,540
			真珠の間	〃	1,040
	68	テープレコーダー	コンソール型	〃	2,110
			ポータブル型	〃	1,270
			カセット型	〃	840
	69	レコードプレイヤー	コンソール型	〃	1,270
			ポータブル型	〃	630
	70	残響付加装置		〃	1,800
	71	マイクエレベーター装置		1回1式	740
	72	三点つりマイク		〃	1,040
73	二点つりマイク		〃	940	
74	ワイヤレスマイク	ハンド型	〃	1,580	
		ネクタイピン型	〃	1,700	

区分	番号	種類または品目	単位	1回当たりの利用料金	
音響設備	75	客席ミキサー	1回1台	1,370	
	76	ポータブルミキサー	メインホール	1,040	
			真珠の間	840	
	77	ステージスピーカー	1回1台	1,040	
	78	固定跳返りスピーカー	1回1台	740	
	79	ホールドバックスピーカー	1回1台	1,480	
	80	マイクロホン	ダイナミック型	1回1本	740
			その他	1本	840
81	マイクスタンド	1回1脚	200		
82	拡声装置	1回1式	2,870		
楽器	83	フルコンサートピアノ	スタインウェイ	1回1台	10,670
			ヤマハ	1台	5,550
	84	セミコンサートピアノ	ヤマハ、カワイ	1台	2,110
85	電子オルガン	1台	4,790		
映写設備	86	スクリーン	メインホール	1回1式	1,700
			サブホール	1式	940
			真珠の間等	1式	300
	87	オーバーヘッドプロジェクター	1回1台	1,270	
	88	スライドプロジェクター	1台	1,270	
89	パソコン対応液晶プロジェクター	1台	2,250		
		1台	880		
中継設備	90	テレビ録画中継設備	1回1式	9,600	
	91	ラジオ録音中継設備	1式	5,110	
その他	92	展示パネル	1回1枚	200	
	93	組立式舞台	1回1台	1,040	
	94	組立式屋台	1台	510	
	95	ダンスフロア	1回1式	22,300	
	96	ダンシングマット	1枚	1,800	
	97	展示用長机	1回1脚	100	
	98	持込電気機器	1kWを超える場合、1回1kWまでごとに	200	
	99	コインロッカー	1回1台	100	
	100	白布	3.5m	1枚	550
			5.5m	1枚	880
8.5m、袋状			1枚	1,100	

区分	番号	種類または品目	単位	1回当たりの利用料金
その他	101	カラーフィルター	全紙1枚	250
	102	ロスコオイル	1回	2,080

(注)

- 1 この表において「1回」とは、別表第1に掲げる午前、午後及び夜間の各区分をいう。ただし、ロッカーについては、施錠1回、ロスコオイルについては、30分間の利用をいう。なお、ロッカーに入りきらない手荷物(貴重品を除く)については、事務室にて1回200円で預かる。
- 2 白布使用料「1枚」とは、1行事ごとに利用する各々の枚数をいう。(3.5m、5.5m、8.5m、袋状)
- 3 ピアノの利用料金には、調律料を含まない。

別表第3

愛媛県県民文化会館 駐車場使用料

区分		使用料		
大型自動車		駐車時間 30 分までごとに 200 円		
その他の自動車		駐車時間 30 分までごとに 100 円		
貸切料金	時間帯	西駐車場	地下駐車場	北駐車場 (全館利用時のみ)
	8:00~12:00	40,800 円	29,800 円	26,300 円
	8:00~17:00	108,800 円	79,500 円	70,300 円
	8:00~22:00	177,000 円	129,300 円	114,300 円
	延長 (1 時間毎)	13,500 円	9,800 円	8,700 円
駐泊料金 (大型自動車のみ)	17:00~翌日 8:00	1 台 1 回当たり 4,170 円		

(注)

- この表において「大型自動車」とは、乗車定員 11 名以上の自動車又は最大積載量が 5 トン以上の自動車をいう。
- 駐車場を貸切使用する場合は、使用者が入口及び大型車出口に係員を配し、貸切使用者以外の車との整理を行うことを条件とする。
- 貸切使用する優先順位は、原則として、西側駐車場、地下駐車場、北駐車場の順とする。なお、北側駐車場は全館利用時に限り貸切ることができるものとする。